



みやぎ税務会計事務所通信

《 2024 年 12 月 》



税務の話題

3月決算法人から対象！
新しい要件となる「賃上げ促進税制」について

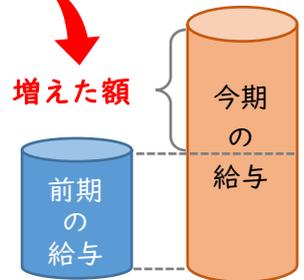
現在も「賃上げ促進税制」がありますが、令和6年度税制改正により、令和6年4月1日以後開始事業年度については、内容が変わります。改めて要件や自社の状況をご確認いただき、税額控除の制度をご活用ください！

まずは [必須要件] をおさえましょう！

給与（賞与含む）の総額が前期よりも増えていること
⇒ 全雇用者の支給額が対象。
単純に 損益計算書の金額を比較するだけ！

- ① 1.5%増えていたら 増えた額 × 15%
 - ② 2.5%増えていたら 増えた額 × 30%
- の税額控除

ココの金額がポイントです！



「教育訓練」実施していますか！？

[上乗せ要件] 1つめ

控除率
10%
上乗せ

教育訓練費が前期より 5%増えていること
⇒ 例えば、前期の教育訓練費が 30,000 円なら、
今期は 31,500 円以上となっていることが必要。

“教育訓練費”ってなに？

「職務に必要な技術・知識を習得・向上させるための費用」と説明されています。外部研修も対象です。



どちらも満たしていることが必要です

今期の教育訓練費が給与総額の 0.05%以上であること

「くるみん」「えるぼし」の認定は取得していますか？

[上乗せ要件] 2つめ

控除率
5%
上乗せ

適用する期に くるみん（子育てとの両立）
の認定を取得したこと



又は えるぼし（女性活躍支援）
（二段階目以上）



この要件から「日本が何を進めたいか」が見えるような気がします…。

[必須要件②] + [上乗せ要件] 1つめ + [上乗せ要件] 2つめ
⇒ 全て適用すると 増えた額 × **45% (最大)** の税額控除が適用できます
(法人税額×20%が限度)

さらに その期に控除できなかった額は5年間の繰り越しが可能になりました！（中小企業のみ）

